

社会保険労務士のむら事務所通信

2019冬号
発行人：野村祐輔
2019年2月1日発行
第11号

世界各国の働き方はどうなっている？

日本では働き方改が革真っ最中です。では世界各国の働き方はどうなのでしょう？労働時間の上限の枠組みなどから見える世界の労働事情を探ってみたいと思います。

EU（欧州連合）では労働時間の上限を決める”労働時間指令”というものがあります。週の平均労働時間の上限（残業時間を含む）を48時間としています。さらに労働者に優しいといわれるベルギーでは、週間労働時間の上限が38時間。またフランスでは年平均ではありますが、常勤で週35時間に法的規制がされています。

米国は週40時間労働の規定はあれども、割増賃金の発生する（150%）残業の上限に関する規定はありません。つまり無制限。ちなみに日本における就業規則もありません。代わりに、Employee Handbookというものが労働者に支給されますが、このハンドブックもいわゆる契約規定ではないということです。まさに自由の国アメリカ！？

韓国でも、いわゆる韓国版働き方改革が進行中です。まず労働時間規制が2018年7月から大企業会社等を対象に始まりました。労働時間の上限が残業時間を含めて週68時間から週52時間に大幅に短縮されたのです。日本の働き方改革での労働時間の上限は、週40時間プラス月間45時間ですから、週に直すと50~51

時間となります。ですから日本とほぼ同じレベルになったということです。さらに最低賃金も2018年に16.4%2019年には10.9%も上昇させ、日本の最低賃金の基準とほぼ変わらなくなってきました。しかしながら、この労働時間の短縮と最低賃金の大幅な改訂の影響もあって、雇用は減少し、景気の停滞が起こり始めているということです。

中国ではハイテク企業を中心に「朝9時から夜9時」「週6日勤務」の「996」と呼ばれる就業実態が常態化しており、社会問題となっています。中国にも中国人民共和国労働法というものがあり、1日の法定労働時間は8時間と定められてい

ます。もちろん中国では996勤務は原則的に違法とされていますが、企業に正当な理由があれば、996勤務を行う特別許可を得ることも可能です。労働時間は中国の統計は明確なものがないのですが英国ガーディアン紙は、労働時間を2000~2200時間と報じました。2200時間として、OECDによる2015年の主要国労働時間調査に当てはめると、中国は2246時間のメキシコに次ぎ2位となります。ちなみに日本は1724時間、ドイツは1371時間です。いつのまにやら日本人も世界基準では、働き過ぎではなくなっています。



賃金構造統計の不正による追加給付について

賃金構造基本統計調査の不正によるニュースが駆け巡りました。何が問題かは新聞やTVのニュースに任せておいて、ここでは実際に私達の生活に影響はあるの？以前の消えた年金問題のように、新たにお金が戻ってくる可能性があるの？が皆様の興味のあるところだと思います。

追加支給の可能性のある手当等は、平成16年8月以降に支給されたものとなります。

個人対象のものでは、雇用保険で基本手当（失業手当）・再就職手当・高年齢雇用継続給付・育児休業給付。

労災保険では傷病手当・障害手当・遺族年金・休業給付。

企業対象ですと、助成金となり雇用調整助成金、となっています。

受給中の方はこの4月から追加支給が始まる模様です。それ以前に対象の方はその後となりますので、いつになるのやらという感じです。さらに保管義務の問題もあり平成23年以前の統計の再調査は難しいのではとされています。

また再計算をしなければはっきりとはわからないのですが、失業保険で言うと一人当たり平均1400円程度の追加給付ではとされています。

皆様のお役に立つセミナーをスタートいたします

当事務所では年4回のスケジュールで、皆様のお役に立つセミナーを定期的に行います。第1弾は3月27日（水）19時から”働き方改革のスケジュールとその対策”として鷺宮西コミュニティセンター”おひとり”ボランティアビューローAにて行います。第1回目は参加費無料で行いますのでお気軽にご参加下さいませ。2回目以降も最新の話題や知って得する情報を、ゲスト講師も交えながら行っていきますので、是非ご期待下さい！！

お申し込みは会社名・担当者名をご記入の上FAX：0480-31-6461まで願います。



つぶやき

最近、古巣であるボウリング業界が賑やかです。サザンオールスターズの桑田佳祐さんが大のボウリング好きなのですが、”レッツゴーボウリング”という、まさにボウリング応援歌を作っていただき見事チャート1位になるなど追い風が吹いています。桑田さんのボウリングも拝見しましたが、オーソドックスで素直なフォーム、実力もなかなかものです。これを機にスポーツとしてのボウリングに再脚光があたりと私も素直に嬉しいですね。ちなみに私は社労士兼プロボウラーです。

